



ご入学おめでとうございます。 憲法を生かした教育の実現へ 党市議団もがんばります

川口市では、新一年生となる小学校4,137人、中学校4,523人を迎える入学式が4月8日に市内の小・中学校で開かれました。新一年生みなさん、ご入学おめでとうございます。教育の主人公は子どもです。主権者として育っていく子どもたちがこの国の未来をつくります。憲法を生かした教育の実現に向け、日本共産党市議団もがんばります。ご意見ご要望をお寄せください。

無償で質の高い給食―

2026年春から「小学校給食無償化」が始まります。日本共産党は住民運動を進めるとともに、国会質問で「現行法でも給食無償化は可能」という答弁を引き出し、給食費無償化の波を全国に広げてきました。憲法の「義務教育無償」原則に基づき、補助金の増額、中学校への拡大など給食無償化の実現に向けがんばります。同時に、給食の質が大切です。物価高騰への国の経済支援も含め、質の維持・向上をはかり、給食の地産地消、自校方式、直営方式などをすすめ、栄養士の全校配置も求めます。

就学援助の拡充―

就学援助制度は、経済的な困難をかかえる子どもに義務教育を保障するための命綱です。この間、国は制度への国庫負担を廃止し、就学援助の縮小をしました。国庫負担制度をもとに戻し、対象を生活保護基準×1.5倍まで広げ、支給額も増額するとともに、利用しやすい制度に国はもとより地方自治体としても制度の拡充が急がれます。

一人ひとりが大切にされる教育環境の整備―

県基準にもとづく、35人以下学級の完全実施を行うこと。合わせて市としても20人程度学級を進めること。そのための学校整備を行うこと。また、産休・育休・病休に伴う欠員を早期解決、発達障害児に対応できる教員の加配、日本語教室の教員スタッフの増員、英語専門の教員を各小学校に配置、学校図書館司書を一校に一人配置することを求めています。

2026年4月12日 No.1832

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川 2-28-10
TEL.267-8411 FAX.261-3528
<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>



新川口

金子ゆきひろ 松本さちえ 板橋ひろみ ふじしまともこ

生活介護きじばとの 4月以降の対応について市が回答



3月30日、生活介護きじばとの保護者有志のみなさんが「川口市社会福祉事業団による自主運営」を求めた要望に対して川口市からの回答がありました。

市が設置する「生活介護きじばと」は、昨年6月市議会で4月1日の廃止を議会が賛成多数で決定後も利用者・家族や学校関係者、市内の福祉事業、障害者の生活を高める市民の会が繰り返し市や市社会福祉事業団に存続を訴えてきました。

利用者・家族は期限が迫る中、多くの利用者がやむを得ず4月からの転所の判断を迫られました。

市の回答では、3月末に決定していない3名は4月以降、現在の生活介護きじばとと同じ場所を「生活介護夢工房の従たる事業所」として新設し今年9月末まで3名の転所調整を行い、転所調整が完了した時点で従たる事業所は廃止するという内容でした。

また、生活介護きじばとの今後の建物の活用については重度障害者（医療的ケアの必要な障害者や強度行動障害のある障害者等）に対応した生活介護事業所を運営できる事業所を公募し、今年秋頃から運営を開始する予定としていくことも示されました。

生活介護きじばとの利用者・保護者に対して、3月31日に同趣旨の内容が文書で配布されています。

市はきじばとについて、社会福祉事業団の運営に必要な人員体制と川口市の職員の配置への影響があること、すでに転所した利用者・転所先事業所への影響、社会福祉事業団の経営への影響などから自主運営をしない判断をしたと説明しています。転所に多くの不安がある中、4月以降、今後の人生にも影響する判断を迫った市が最後まで責任を果たす必要があります。

日本共産党市議団は、今後もこれまでの川口市の障害福祉施策のあり方を問い、障害者と家族の生活を守り支える施策を求めていく決意です。

いのちと暮らしを守る なんでも相談会

生活・仕事・健康・介護・法律など困っていることを弁護士、司法書士、社会福祉士など専門家に無料で相談できます。外国籍の方も対応します。

対面相談

●受付開始10時 受付終了17時

川口総合文化センターリリア多目的ホール(3階)

4月18日(土)

JR川口駅 西口から徒歩1分

食料・衣料の無料提供あり(先着順)

電話相談

●受付開始10時 受付終了18時

●電話番号 0120-157930(通話料金はかかりません)

対面でも電話でも相談無料・予約不要

主催/いのちと暮らしを守るなんでも相談会埼玉実行委員会 後援/埼玉県・川口市
お問い合わせ/弁護士・猪俣正 電話 048-862-0355(埼玉総合法律事務所)
社会福祉士・藤田孝典 mail hotplus.contact@gmail.com

教育のつどいinかわぐち

私たちは共に生きている

川口市では外国にルーツを持つ子ども達が3000人以上学んでいます。いつでも誰とでも学び合う学級・学校にするには、どの子にも豊かな学びと確かな力をつけるには、どうしたらいいのか? 皆さんと共に考えるつどいです。

4月25日(土) 13:30~16:00

参加費無料

川口青木会館1階 コミュニティルーム

【問題提起】 渡辺雅之さん(大東文化大学特任教授)

学校現場からの報告/会場の皆さんと意見交流

主催/川口市教職員組合

問い合わせ&参加申し込み/ mail kawakyoso@ia9.itkeeper.ne.jp

ご存知ですか?

知^っ得^得情報

川口市の 高齢者補聴器 購入費補助事業

聴力低下により、周りの人とのコミュニケーションがとりにくい等、生活に支障が生じている高齢者が補聴器を利用することで、生活の質の向上や社会参加の機会が増え、住み慣れた地域で健やかにいきいきと自分らしく暮らせるよう、補聴器購入費の一部を補助します

問 対象者は?

答 次のすべての要件を満たすかた

- 市内に住所を有し、現に居住する満65歳以上のかた
- 本人が市民税非課税または生活保護受給世帯であるかた
- 聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならないかた
- 耳鼻咽喉科の医師から補聴器が必要と認められたかた

※原則、中等度難聴程度(両耳の聴力レベル40dB~70dB未満)のかたが対象

問 補助額は?

答 20,000円を上限として、1人1回補助

※購入に要した費用が20,000円に満たない場合はその額を補助

※補助対象は、医療機器認定を受けている補聴器本体購入費のみ

問 手続きの流れは?

答 以下の手続きを経ず購入した補聴器は補助対象外です。ご注意ください。

1. 「事前確認票」を長寿支援課に提出し、要件確認の結果対象の場合、「申請書(裏面アンケート)」「医師意見書」をもらう
2. 耳鼻咽喉科を受診し、「医師意見書」を作成してもらう
3. 補聴器販売店で「見積書」をもらう
4. 「申請書(裏面アンケート)」「医師意見書」「見積書」を長寿支援課に提出する
5. 「交付決定通知書」「実績報告書兼請求書」が送付される
6. 補聴器販売店で補聴器を購入し、「領収書」をもらう
7. 「実績報告書兼請求書」「領収書」を長寿支援課に提出する
8. 「確定通知書」が送付される
9. 指定の口座に補助金が交付(振り込み)される

※書類の提出は、長寿支援課窓口・郵送・ロゴフォームで受付します

※申請(補助金交付決定)前に購入されたものは補助の対象外となります

【問い合わせは】 川口市長寿支援課→専用ダイヤル:048-252-0261